平成２２年（フ）第１２２号
岡山市南区当新田358番地２　フローレスあずさＣ―201
債務者　中本亜紀子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５号
岡山市北区今６丁目14番27号　レオパレスシャルマンドミール101
債務者　椿佐古真二
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０２号
岡山市中区浜３丁目10番29―３号　フレンドリー205、前住所岡山市中区原尾島３丁目９番35―２号
債務者　下江　敏文
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１号
岡山市南区福富東２丁目15番21号
債務者　片山　　明
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８０５号
東京都世田谷区若林５丁目34―９　泰成コーポ２―Ｃ
債務者　長島佳代子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８０７号
東京都杉並区梅里１丁目22―27―201
債務者　亀山　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８５１号
東京都板橋区清水町91―１―911
債務者　野島　里恵（旧姓羽染）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８５２号
東京都板橋区南常盤台１丁目26―13―403
債務者　椿　　秀典
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８５３号
東京都中野区新井２丁目13―11　クリスタルヴィレッジＶ８―821
債務者　町田　英二
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８５８号
東京都練馬区高野台１丁目21―６―503
債務者　堀川　聡子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８５９号
東京都立川市砂川町７丁目21―38
債務者　愛沢真由美（旧姓室越）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８６０号
東京都板橋区常盤台４丁目11―11―201
債務者　小山慶子こと　朴　　慶子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８７３号
東京都東村山市栄町２丁目37　１―208
債務者　大類　邦作
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８９２号
東京都台東区寿２丁目２―５―401
債務者　本間　博子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９０５号
東京都葛飾区東金町２丁目23―１―802
債務者　山崎金三郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時　東京地方裁判所民事第20部